



三労発基 1005 第 1 号
令和 2 年 10 月 5 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労災死亡事故多発緊急事態宣言を踏まえた要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

三重県内における労災死亡事故の発生は、10月5日現在で、13人と、昨年同期と比較して4人増加し、前年を上回るペースで推移しています。特に墜落災害が5人、交通事故が6人とその多くを占め、又、単独作業中に被災する事例が多くみられます。

コロナ禍で産業界を取り巻く状況が大きく変化する中、あらためて、労使が相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、別添のとおり、緊急事態宣言を発出いたしました。貴団体としての取組を強化し、傘下の会員事業場への働きかけをお願いいたします。